

児童手当 Q & A

問 1	父母のどちらが受給者になりますか？	高校生年代まで（18歳になった最初の年度末まで）の児童を養育し、生計を主に維持しているかた（ 原則として父母のうち所得の高いかた ）が申請者になります。申請者の住民登録している市区町村でお手続きしてください。
問 2	単身赴任中ですが、どこで児童手当の申請をしたらよいですか？	単身赴任中でも、生計を主に維持しているかた（原則として父母のうち所得の高いかた）の 住民登録している市区町村 で児童手当の申請をしてください。 ただし、公務員（独立行政法人を除く）のかたは勤務先での手続きとなりますのでご注意ください。
問 3	里帰り出産をしたのですが、どこで児童手当の申請をしたらよいですか？	生計を主に維持しているかた（原則として父母のうち所得の高いかた）の 住民登録している市区町村 で児童手当の申請をしてください。 申請期限は 出生日の翌日から数えて15日以内 です。電子申請（マイナンバーカードが必要です）や郵送でも受付できますので、該当する場合は必ず申請してください。 ※ 15日以内の申請については、問 6 をご確認ください。
問 4	生計維持者である父が秋田市に在住し、母子は秋田市外に在住している場合、どこで申請すればよいですか？	秋田市への申請が必要です。 ただし、生計維持者が公務員（独立行政法人を除く）の場合は、勤務先に申請してください。
問 5	7月20日に第1子が生まれましたが、入院しているため申請が8月4日になります。この場合、何月分から手当は支給されますか？	出生日の翌日から15日以内の申請であれば出生日の属する月の 翌月分からの支給 になります。7月20日出生の場合、8月4日までに申請をすれば8月分の手当から支給されます。 ※ 15日以内の申請については、問 6 をご確認ください。

児童手当 Q & A

問 6	15日以内に申請というのは、数えるときに土日祝日も含めますか？	含めます。ただし、誕生日や前住所地の転出予定日等の翌日から数えて15日目が土日祝日の場合は、翌開庁日までを15日以内として受理します。 なお、誕生日や前住所地で転出届に記載した転出予定日(事由発生日)が月末に近い場合、申請が翌月になっても事由発生日の翌日から15日以内の申請であれば、事由発生日の翌月分から児童手当が支給されます。
問 7	秋田市から児童手当を受給しています。公務員になったのですが、何か手続きは必要ですか？	公務員（独立行政法人を除く）のかたは勤務先から児童手当が支給されるため、秋田市に「児童手当 受給事由消滅届」を提出してください。添付書類として、公務員採用に係る辞令の写し等がある場合は提出してください。「児童手当 受給事由消滅届」の提出が遅れ、過払いとなった場合、後日返還が必要となりますのでご注意ください。また、勤務先であらたに認定請求を行う必要があります。詳しくは、勤務先に確認してください。
問 8	公務員を辞めることになりました。何か手続きは必要ですか？	公務員（独立行政法人を除く）以外のかたは、お住まいの市区町村から児童手当を受給することになります。勤務先で児童手当の受給資格消滅手続きを行ったうえで、お住まいの市区町村に児童手当の申請をしてください。
問 9	申請にマイナンバーが必要になりますか。	一部申請書を除き、申請書にマイナンバー記載欄が設けられています。児童の番号など不明な場合は記入不要です。 各種申請書をご提出いただく際には本人確認を行いますので、お持ちの場合は「個人番号カード」、もしくは「運転免許証」などの本人確認書類のご持参をお願いいたします。

児童手当 Q & A

問 1 0 離婚協議中で現受給者と別居している場合、受給者の変更はできますか。

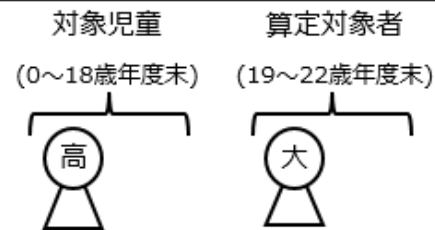
- 以下のすべてを満たすかたは変更できる場合がありますので、子ども福祉課にお問い合わせください。
- ①現受給者と住民票上の別居または世帯分離がされていること
 - ②児童と申請予定者が同一世帯であること
 - ③離婚協議中であることが客観的に証明できる書類（調停期日呼び出し状の写し等）をお持ちのかた

問 1 1 「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となる場合は？

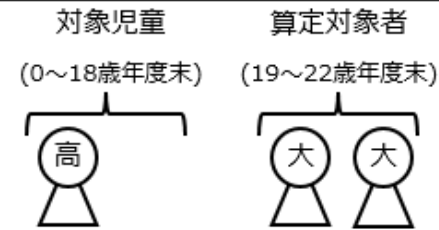
以下の①～③をすべて満たす場合です。

- ①0～18歳年度末の児童（＝対象児童）を養育している
- ②19～22歳年度末のかた（＝算定対象者）を養育している
※同居・別居や学生・就職に関わらず、学費や生活費等を負担している場合（仕送り等含む）
- ③①と②の人数の合計が3人以上

【例1】高校生1人、大学生1人
合計2人→提出不要



【例2】高校生1人、大学生2人
合計3人→提出**必要**



児童手当 Q & A

問 1 2	高校生 1 人、20 歳の就職している児童、21 歳の無職の児童がいる場合、児童 3 人目以降の支給額増額の対象になりますか？	20 歳の就職している児童、21 歳の無職の児童について、生活費や食費等の援助や仕送りをしている場合は対象になります。生活費や食費等の援助を一切しておらず、児童が自立して生活している場合は対象外になります。 ※ 19～22 歳年度末のかたについて、同居・別居や学生・就職に関わらず、学費や生活費等を負担している場合は対象になります。
問 1 3	高校生年代の児童が就職し申請者と同居している場合、支給対象となりますか？	・支給対象となります。 【例外】 ・児童が独立して生計を営んでいることが明らかである場合 ・申請者が児童を養育していないと判断される特段の事情がある場合
問 1 4	高校生年代の児童が就職し申請者と別居している場合、支給対象となりますか？	・支給対象となります。 【例外】 ・児童が独立して生計を営んでいることが明らかである場合 ・面会や連絡の実態から児童生活について養育している実態が認められない場合

児童手当 Q & A

問 1 5	児童手当の支給日に、振り込まれていません。	児童手当は認定請求した月の翌月分から支給となりますが、認定請求した月によっては、直近の支給日に振り込みがない場合があります。例えば5月に申請した場合（5月の事由発生日）は、6月分から支給対象となるため、6月分と7月分までの2か月分が8月の支給日に振り込まれます。 なお、金融機関によって支給日中に振り込まれる時間帯が異なりますのでご注意ください。 また、次の場合は振り込みされません。 ●振込口座の名義、口座番号等の変更や誤りにより振込ができない。（支給日に金融機関から秋田市へ連絡があったかたには一週間以内を目安に口座変更届を送付しますので、振込口座を記入しご提出ください。） ●現況届(必要添付書類を含む)が提出されていない ※現況届は提出対象者のみに送付しております。 ●児童の転居等により、住民票が別世帯となったが、必要な届出がなされていない等
問 1 6	支払口座を配偶者等の口座にすることはできますか？	支払口座は原則受給者名義の口座となりますので、受給者以外の名義の口座にすることはできません。 ただし、児童手当が本来の目的に使用されていないおそれがある場合（受給者のギャンブル依存など）は、子ども福祉課にご相談ください。
問 1 7	ゆうちょ銀行やネット銀行の口座を振込先に指定できますか？	できます。ゆうちょ銀行を指定する場合は、通帳の表紙の次のページにある全銀システムの店番(漢数字3文字)・預金種別・口座番号(7桁)を申請用紙に記入してください。ネット銀行は、全国銀行協会に加盟している場合は指定できます。
問 1 8	奨学金の申請で児童手当受給の証明書の提出が必要になりました。どこでもらえますか？	必要なかたには「児童手当支払通知書」を発行します。「児童手当支払通知書交付申請書」の提出が必要です。用紙はホームページからダウンロードが可能なほか、秋田市役所子ども福祉課あるいは各市民サービスセンター（東部・中央・南部市民サービスセンター別館を除く）で配布・提出受付いたします。 交付までに1～2週間ほどかかる場合がありますので、期間に余裕を持ってご申請ください。

児童手当 Q & A

問 1 9	所得の修正申告をした場合、児童手当の手続は必要ですか？	必要な場合があります。令和 6 年 1 0 月以降、制度改正により所得制限が撤廃されましたが、それ以前の所得を修正申告し、所得制限限度額・所得上限限度額を超過した際に手続が必要になる場合があります。対象のかたについてはこちらで確認し、ご連絡します。
問 2 0	児童手当受給者が亡くなった場合、児童手当の手続は必要ですか？	必要です。亡くなった日をもって児童手当の受給資格が消滅するため、現受給者にまだ支払われていない児童手当がある際は、対象児童に支給するための「未支払児童手当請求書」、亡くなられたかたに代わり児童を養育するかたが児童手当を受給するために「児童手当 認定請求書」の提出が必要です。